

# 第1回 京都府営水道事業経営審議会

日 時：平成25年10月7日（月）

午後6時30分から8時まで

場 所：京都ガーデンパレス2階「葵の間」

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 平成27年度以降の府営水道供給料金のあり方について
- (3) 料金専門部会の設置について
- (4) その他

5 閉 会

## 京都府営水道事業経営審議会委員名簿

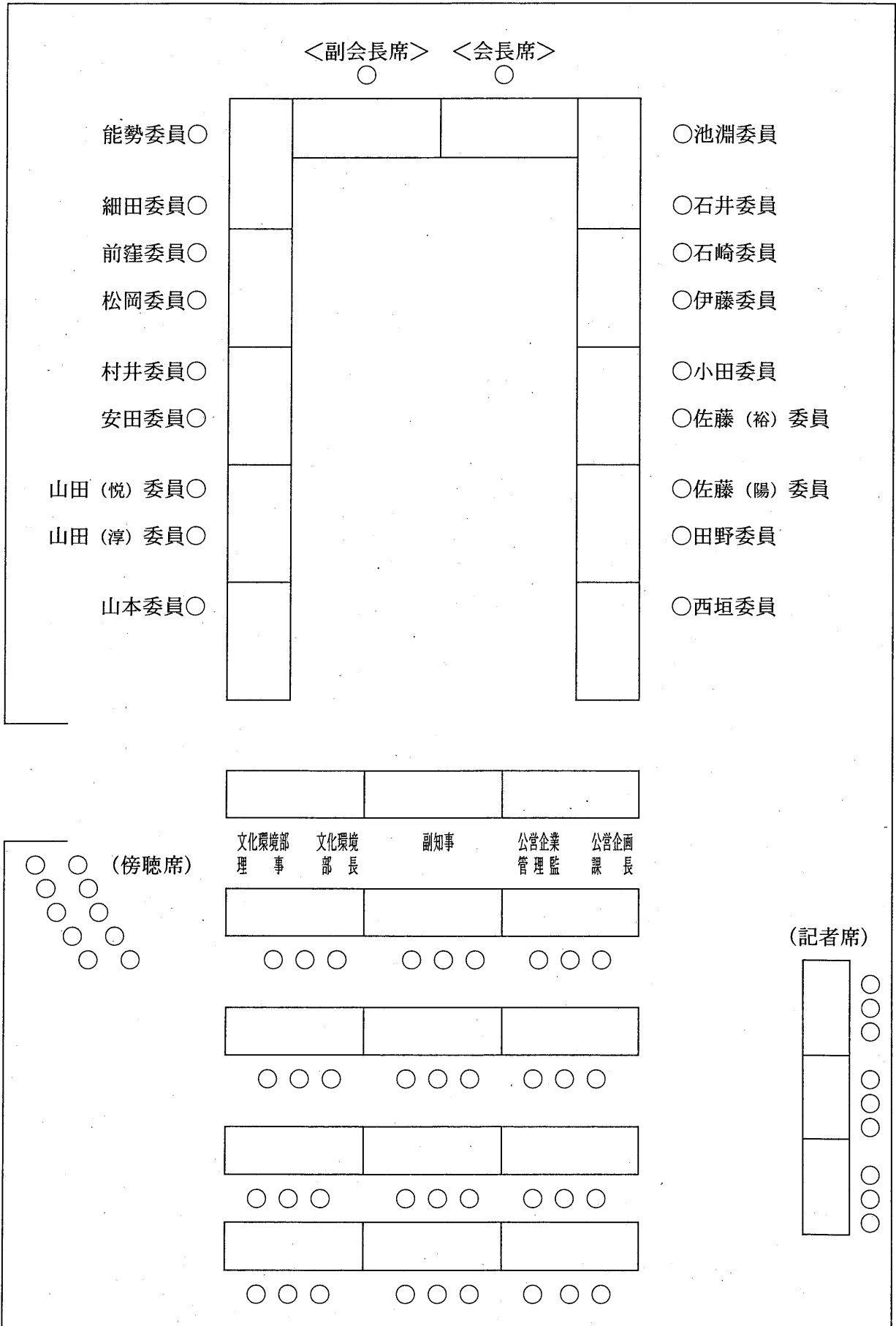
(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
池 淵 周 一	京 都 大 学 名 誉 教 授
石 井 明 三	京 田 辺 市 長
石 崎 照 代	精 華 女 性 の 会 元 植 田 支 部 長
伊 藤 禎 彦	京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 教 授
小 田 豊	長 岡 京 市 長
佐 藤 裕 弥	浜 銀 総 合 研 究 所 地 域 経 営 研 究 室 長
佐 藤 陽 子	新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人 公 認 会 計 士
田 野 照 子	八 幡 市 婦 人 会 会 長
西 垣 泰 幸	龍 谷 大 学 経 済 学 部 教 授
能 勢 昌 博	京 都 府 議 会 議 員
秦 陽 子	長 岡 京 市 女 性 の 会 会 長
細 田 一 三	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 京 都 府 連 合 会 会 長
前 窪 義 由 紀	京 都 府 議 会 議 員
松 岡 保	京 都 府 議 会 議 員
村 井 弘	京 都 府 議 会 議 員
村 田 正 治	京 都 府 議 会 議 員
安 田 守	京 都 府 議 会 議 員
山 田 悦	京 都 工 芸 繊 維 大 学 環 境 科 学 セ ン タ ー 教 授
山 田 淳	立 命 館 大 学 名 誉 教 授
山 本 正	宇 治 市 長

※任期：平成25年7月1日から平成27年6月30日

第1回京都府営水道事業経営審議会 配席図

平成25年10月7日(月)  
京都ガーデンパレス2階「葵の間」



## 配付資料一覧

○ 平成 27 年度以降の府営水道供給料金のあり方について… 資料 1

○ 京都府営水道ビジョンの概要について … 資料 2

○ 料金専門部会の設置（案）について … 資料 3

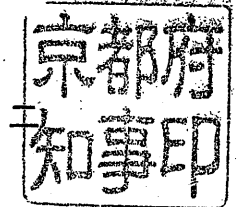
(参考)

○ 京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋） … 参考資料 1

○ 京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋） … 参考資料 2

京都府営水道事業経営審議会会長 様

京都府知事 山 田 啓



平成 2 7 年度以降の府営水道供給料金のあり方について（諮問）

京都府営水道は、昭和 3 9 年に山城水道として用水供給を開始して以来約 5 0 年間にわたり、府民生活を支えるライフラインとしての責務を担い、受水市町とともに、安心・安全で安定的な用水供給に努めてきたところであります。

平成 2 2 年 3 月には、3 浄水場が接続し相互に広域的な水運用が可能となり、大規模災害等の非常時における安定的な水の供給確保を図ることが可能になったところであります。

一方、今日の社会状況をみますと、人口減少と節水意識の高まりと相まって水需要は減少傾向となる一方、各施設の経年化に伴う更新や耐震化の必要性に迫られており、府営水道や受水市町は、更なる効率化による経営基盤の強化や安心・安全への備えについて真剣に向き合わなければならない時期を迎えております。

京都府では、水道事業を取り巻くこのような課題に対して、今後の府営水道のあり方について、京都府営水道事業経営懇談会第 7 次提言を踏まえ、本年 3 月に「京都府営水道ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、概ね 1 0 年後を見通した府営水道の取組の方向性を定めたところであります。

特にビジョンでは、今後の費用負担のあり方について、3 浄水場系間で生じている料金格差等、これまでから懸案とされてきた課題への対応を含めた、具体的な取組の方向性を定めたところであり、今後、各受水市町の理解を得ながら、京都府営水道事業経営審議会における御検討を踏まえ、その具体化を図っていくこととしております。

つきましては、ビジョンに定めた今後の費用負担の方向性を踏まえ、平成 2 7 年度以降の供給料金のあり方について、御議論いただきたいと存じます。

# 京都府営水道ビジョンの概要について

京都府文化環境部

## 1 京都府営水道事業経営懇談会第7次提言 (平成22年11月)

### ○取り組むべき課題

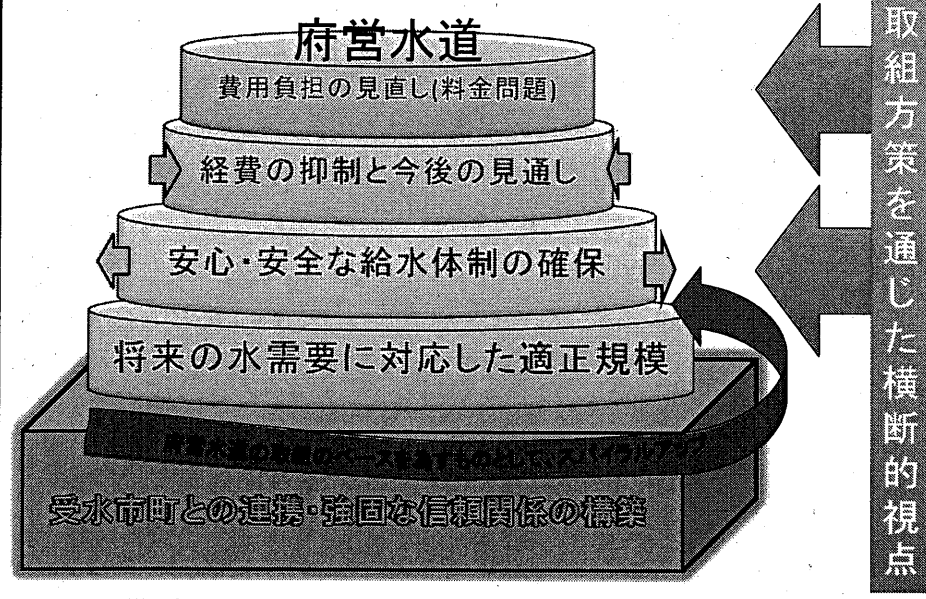
- (1) 府営水道における受益と負担について
  - ① 水源費について
  - ② 基本水量のあり方について
- (2) 水需要の展望について
- (3) 経営基盤の強化について
- (4) 技術的継承の強化について
- (5) 「安心・安全」への備えについて  
～災害対策の充実・強化等～
- (6) 環境への貢献

京都府営水道  
ビジョンを策定  
(H25年3月)

### ○課題対応への基本的考え方

将来の方向性を示すビジョンの策定

## 2 京都府営水道ビジョンの全体像



## 3 将来の水需要に対応した適正規模

受水市町から提供された予測値等を積み上げ、平成34年度の府営水道の必要水量等を予測

- ・府営水は、一日平均給水量で4%アップ(112,618m<sup>3</sup>/日)、一日最大給水量としては134,711m<sup>3</sup>/日



(単位m<sup>3</sup>/日)

一日平均給水量	H21(実績)	H34(予測)	
受水10市町	212,248	202,606	(△4.5%)
府営水	108,248	112,618	(4.0%)

- ・現有施設能力(166,000m<sup>3</sup>/日)の維持が必要

## 4 安心・安全な給水体制の確保

適正規模の維持を前提に、老朽化対策、耐震化等の取組を計画的に推進

### 主要な取組方策

・施設の老朽化対策・耐震化

宇治系送水管をH34までに更新・耐震化

送水管路	74km
耐震管	29km
非耐震管	45km
うち経年管区間*	12km
全て宇治系管路	

※経年管：法定耐用年数(40年)超過

府独自の「更新基準年数」をもとに計画的に更新

	経年化*	
	経年化*	うち老朽化*
宇治浄水場	42%	22%
木津浄水場	25%	6%
乙訓浄水場	5%	0%

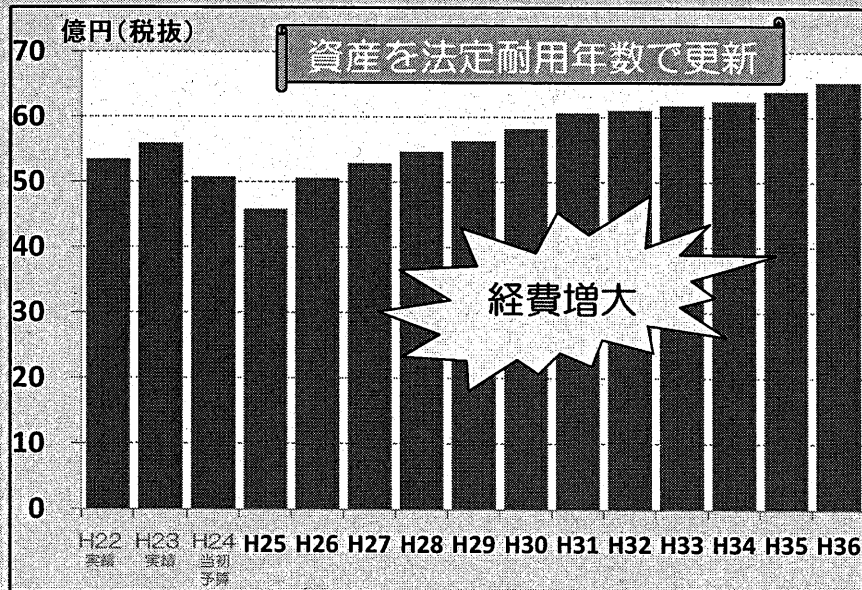
※経年化：法定耐用年数を超過した資産

※老朽化：法定耐用年数×1.5を超過した資産

他府県の更新状況や国の手引き等に基づき府営水道の更新基準年数(目安)を設定

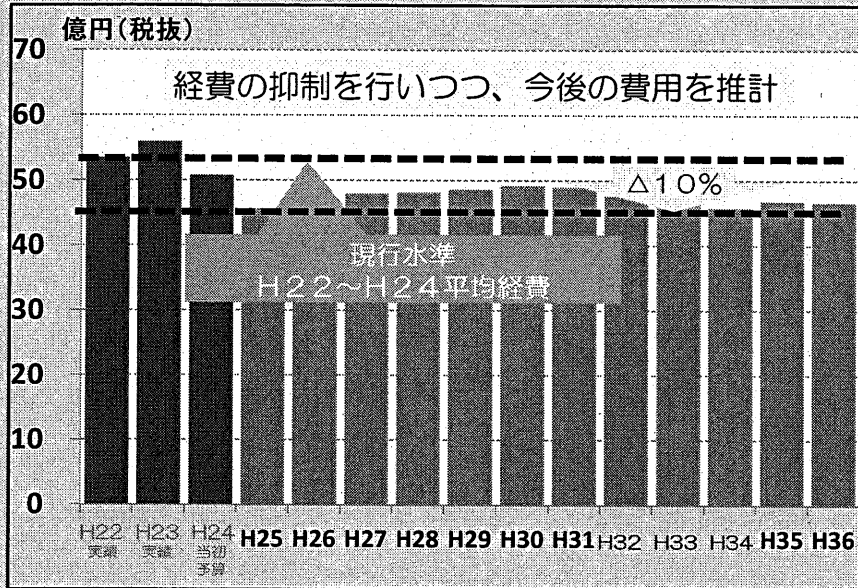
耐用年数の  
1.3倍～  
2.0倍

## 5 経費の抑制と今後の見通し





## 5 経費の抑制と今後の見通し



## 6 費用負担の見直し

- 経費動向を踏まえ、経費の10市町の負担のあり方について、京都府営水道ビジョン検討会の集約意見を踏まえ対応

### 京都府営水道ビジョン検討会 集約意見 (H24.10) (抜粋)

水道懇第7次提言を踏まえ、10年先を視野におき、次期料金改定(H27~31)、次次期料金改定(H32~36)を想定し、今後の方向性について意見を集約

基本料金のあり方	次期・次次期料金改定時に自ずと見込まれる基本料金格差の縮小の状況に合わせ、「合算算定方式」を段階的に導入
従量料金のあり方	次期料金改定時に従量料金を低廉な額で平準化
基本水量と実供給水量の乖離	平準化と合わせ、乖離格差の縮小に向け市町間の調整を推進
基本水量概念の見直し	誤解を生じないように、用語・基本料金の明示方式を変更
料金に課税されている消費税の取り扱い	消費税分を明示する方式に変更

### (1) 基本料金のあり方

- 住む地域により大きな差があることは望ましくない
- 投資時期等の経過を尊重することも必要



- 基本料金の格差が自ずと縮小する時期に合算算定方式を段階的に導入
- 合算算定方式には費用負担の安定化につながるという大きなメリットが認められる

### (2) 従量料金のあり方

- 各浄水場の水を広く運用できる中では、運営コストについても平準化を進めることが望ましい
- 現行の料金水準は受水市町の経営的観点から、必ずしも府営水道の利用が有利とはいえない



- 次期料金改定時に従量料金を低廉な額で平準化

### (3) 基本水量と実供給水量の乖離

- ・ 現実に、仮に府営水を100%利用したとしても、基本水量に満たないという町については、これを将来にわたり固定化しておくことは適当とは思えない



- ・ 今後、水需要が増加していく市町との間で融通を行うなど、市町間の調整を図る方を積極的に講じて行く

### (4) 基本水量概念の見直し

- ・ 基本水量は、市町の要望等を基に、府営水道運営に必要な費用を市町間で分担するための数値である
- ・ 多くの市町では基本水量が「基本料金だけで使える水量」として規定されていることから、府民から見て分かりにくいものになっている



- ・ 誤解の招きやすい基本水量という用語・明示等を検討し、変更を行う

## 受水市町との連携・強固な信頼関係の構築

- 全体を通じ、取組を効果的に進めるため、受水市町と連携した取組を展開
- 連携を着実に進め、強固な信頼関係の構築

## 7 府営水道ビジョンを踏まえての対応

本日 第1回京都府営水道事業経営審議会

- ・知事の諮問
- ・料金専門部会の設置

料金専門部会を月1回程度開催

26年春 第2回京都府営水道事業経営審議会

- ・次期料金の中間報告

料金専門部会を月1回程度開催

26年秋 第3回京都府営水道事業経営審議会

- ・次期料金の最終報告

27年4月～ 次期料金

## 料金専門部会の設置（案）について

## 1 設置の理由

本日、京都府知事から諮問のあった「平成27年度以降の府営水道供給料金のあり方」について、今後、専門的かつ集中的に審議していくため、京都府公営企業の組織等に関する規程（以下「規程」という。）第21条第1項の規定を根拠として、審議会の下に料金専門部会を設置する。

## 2 委員の構成（案）

	氏名	役職
審議会委員 【4名】	池淵 周一	京都大学名誉教授
	佐藤 陽子	新日本有限責任監査法人公認会計士
	西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
	山田 淳	立命館大学名誉教授
専門委員 【2名】	越後 信哉	京都大学大学院工学研究科准教授
	小林 千春	同志社大学経済学部教授

## 3 会議の公開・非公開

- (1) 原則として非公開とする
- (2) ただし、受水市町への情報提供は適宜、実施していく

## 4 今後の運営

- ▶今年11月 第1回料金専門部会の開催  
※規程第21条第4項により、部会長を互選により決定  
?（※毎月1回程度開催）
- ▶26年春 京都府営水道事業経営審議会【中間報告】  
?（※毎月1回程度開催）
- ▶26年秋 京都府営水道事業経営審議会【答申】
- ▶27年4月 料金改定

## ○京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）

昭和41年12月27日

京都府条例第43号

京都府公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

## 京都府公営企業の設置等に関する条例

## 第1条～第2条（略）

## （組織）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、文化環境部及び京都府営水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## （京都府営水道事業経営審議会）

第4条 審議会は、知事（京都府公営企業の管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、供給料金その他の水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、調査審議のため必要があるときは、水道用水の供給を受けている市町から意見を聴くことができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理規程で定める。

## 第5条～第8条（略）

## 附 則 （略）

## 附 則（平成24年条例第5号）（略）

## 附 則（平成25年条例第9号）抄

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ○京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

昭和39年4月1日  
京都府公営企業管理規程第1号

〔京都府企業局組織規程〕を次のように定める。

京都府公営企業の組織等に関する規程  
（趣旨）

第1条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）第3条第2項に規定する文化環境部（以下「部」という。）及び京都府営水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2条～第18条 （略）

## （審議会の会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （審議会の会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （審議会の部会）

第21条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

## （意見の聴取）

第22条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

## （審議会の庶務）

第23条 審議会の庶務は、部において処理する。

## （会長への委任）

第24条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## 附 則（平成25年企管規程第4号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。